

別紙 1 1（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のエの（ア）に掲げる海岸保全施設整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 趣旨

- (1) 農地保全に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項）
沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。
- (2) 漁港区域に係るもの（海岸法第 40 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項）
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

2 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者（ただし、津波・高潮危機管理対策のうち海岸保全基本計画の変更支援については海岸管理者又は都道府県）、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

3 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
海岸保全施設整備	(1) 高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(2) 侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(3) 海岸耐震対策	地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。 (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査 (2) 堤防・護岸等の耐震対策（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

2 津波・高潮危機管理対策		津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。） (1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (3) ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等） (4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 (5) 津波防災ステーションの整備 (6) 避難対策としての管理用通路の整備 (7) 避難用通路の設置（堤防スロープ等） (8) 漂流物防止施設の整備 (9) 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。） (10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等） ただし、(3)（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。）の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。 ※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む。
3 海岸環境整備		国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

整備		
4 市町村等事業推進	市町村が行う漁港区域に係る上記 1 から 3 の円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。	

4 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸保全施設整備	(1) 高潮対策 (2) 侵食対策	高潮対策事業計画および侵食対策事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
	(3) 海岸耐震対策	海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として 5 年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 浸水防止に関連した総合的な計画 ⑤ 成果目標 ⑥ 関係機関との連携等 ⑦ 関連するソフト対策 ⑧ その他参考となる事項
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十

		分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
3 海岸環境整備	海岸環境整備	海岸環境整備事業計画は、地方公共団体の長が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第1号により提出するものとする。

(1) 高潮対策及び侵食対策	事業総括表	別記様式第2号
	事業計画書	別記様式第3号
(2) 海岸耐震対策	事業総括表	別記様式第4号
	事業計画書	別記様式第5号
(3) 津波・高潮危機管理対策	事業総括表	別記様式第6号
	事業計画書	別記様式第7号
(4) 海岸環境整備	事業計画書	別記様式第8号

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されて

おり、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあつては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容				
1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1) 高潮対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 高潮、津波、波浪による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 高潮浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 第 2 の 4 に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 <table><tr><td>離島、奄美、北海道</td><td>5,000 万円以上</td></tr><tr><td>その他</td><td>10,000 万円以上</td></tr></table>	離島、奄美、北海道	5,000 万円以上	その他	10,000 万円以上
	離島、奄美、北海道	5,000 万円以上				
その他	10,000 万円以上					
(2) 侵食対策	海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。					

		(2) 第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 <table><tr><td>離島、奄美、北海道</td><td>5,000 万円以上</td></tr><tr><td>その他</td><td>10,000 万円以上</td></tr></table>	離島、奄美、北海道	5,000 万円以上	その他	10,000 万円以上
離島、奄美、北海道	5,000 万円以上					
その他	10,000 万円以上					
(3)海岸耐震対策		海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件(耐震性能調査にあっては、(1)の要件)を満たすものとする。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。 ① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波災害警戒区域が指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 <table><tr><td>① 都道府県が行うもの</td><td>5,000 万円以上</td></tr><tr><td>② 市町村が行うもの</td><td>2,500 万円以上</td></tr></table>	① 都道府県が行うもの	5,000 万円以上	② 市町村が行うもの	2,500 万円以上
① 都道府県が行うもの	5,000 万円以上					
② 市町村が行うもの	2,500 万円以上					
2 津	津波・高潮危機管理対策	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件(水門等の整備・運用計画				

波・高潮危機管理対策		策定支援にあつては、(1)の要件)を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。 ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に従って実施される事業であること。 (4) 一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。 (5) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。 ① 当該対策により、施設の耐震化に資するもの ② 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの ③ 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの (6) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ① 高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ② 津波災害警戒区域が指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (7) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごとに第2の4に規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。
-------------------	--	--

		(8) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。 (9) 海岸管理者毎に第2の4に規定する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。 ① 都道府県が行うもの 5,000 万円以上 ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上 (10) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸基本計画を変更されるものであること。
3 海岸環境整備	海岸環境整備	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。 (1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上のもの (2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上のもの ※地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。 ① 対象とする海岸の概要 ② 海岸利用の活性化に関する基本方針 ③ 施設等配置に関する計画

④ 施設等の維持管理に関する計画

⑤ その他

(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が 10,000 万円以上のもの

(4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの

① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること

② 国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること

(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が 5,000 万円（市町村が行う場合 2,500 万円）以上のもの

① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの

② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの

(6) ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。）

① 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が10,000万円以上のもの

② 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上のもの

③ ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。

④ ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。

⑤ 放置座礁船の処理については、海岸保全区域におい

		て実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。
--	--	--

3 事業計画の変更

(1) 事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

① 高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策

ア 海岸の追加又は廃止

イ 各対策の内容の著しい変更

② 津波・高潮危機管理対策

ア 施策の新設又は廃止

イ 事業期間が5年を超える変更

ウ その他主要な施策の著しい変更

③ 海岸環境整備

主要な工事計画の著しい変更

(2) 海岸管理者は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、別記様式第9号により事業計画変更報告書を第3の1に準じて提出するものとする。

4 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成

事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の実施計画に係る計画書を作成し農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第11号により必要に応じて提出するものとする。

(2) 年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 年度別事業計画書（別記様式第10号）

イ 計画内容を示す図面及び写真

ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

5 実施に当たっての留意事項

次の表に留意するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係るものに限る。)	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第1条に定める海岸として取り扱うこととする。

		(3) 第3の2の海岸環境整備(6)の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方農政局長等に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。
--	--	--

第4 助成

1 助成経費

国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は都道府県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の(2)の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じた算定した額を上限とする。

2 対象経費

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 船舶及び機械器具費
- ④ 測量及び試験費
- ⑤ 用地及び補償費

(2) 市町村等事業推進（漁港区域に係るものに限る）

第5 その他

- 1 この事業の実施については、海岸法（昭和31年法律第101号）その他の法令に定めるところによる。
- 2 隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第40条第2項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。
- 3 この運用に定めるもののほか、漁港区域に係る事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第6 経過措置

- 1 海岸法第27条第2項に基づき実施している海岸保全施設整備事業(高潮対策)、海岸保全施設整備事業(侵食対策)、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸耐震対策緊急実施要領(平成19年3月30日付け18水港第2778号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領(平成20年3月31日付け19水港第2933号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要領(平成17年3月25日付け16水港第3221号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸環境整備事業実施要領(昭和49年8月15日付け49水港第3397号農林事務次官依命通知)、地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)に基づき実施している地区であって、交付金を充当して平成24年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 この運用の第2の4に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画(耐震性能調査を除く。)及び津波・高潮危機管理対策事業計画(水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。)を令和5年度までに策定している事業は、津波災害警戒区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第3の4の(1)に規定する年度別事業計画書とともに、農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に提出するものとする。

別記様式第 1 号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 年 月 号 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長 〇〇〇〇

海岸保全施設整備事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙
11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき別紙事業計画書を
提出します。

〇〇対策 事業計画総括表

都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	令和〇年度～令和〇年度
海岸名	施設名	実施内容等	総事業費（千円）	実施予定期間	備考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。3号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。

2 なお、本表には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。

3 施設内容等欄には、海岸の必要性を記載すること。

4 実施事業欄には、事業実施の必要性を記載すること。

5 総備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名	所 管 名	海岸管理者名
-------	-------	--------

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（％）			
	郡 町 大字 地先 市 村	平成 年 月 日 告示	国	都道府県	市町村	その他
海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸延長 ※（m）	海岸防人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標		
				※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載）		
事業の概要	農地の状況（注 1）					
事業の目的、整備の方法等を記述する。 防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1 号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。						
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費		千円		
	施設名等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
合 計						
関係機関との連携		海岸法第 40 条 2 項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携				
関連するソフト対策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1 回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等				
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日（令和〇年〇月〇日）、津波災害警戒区域の公示日（令和〇年〇月〇日） （高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）				

※印：海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
(3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等） (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注 1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1 号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注 2：1 号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第 3 0 条第 1 項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸耐震対策 事業計画総括表

都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	令和〇年度～令和〇年度
海岸名	施設名	実施内容等	総事業費（千円）	実施予定期間	備考
		小 計			
		小 計			
		小 計			
合 計					

備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。5号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
2 なお、本表には、護岸、堤防等（地盤改良工、こと。鋼矢板工等）を簡潔に記載すること。
3 施設内容等欄には、海岸の必要性を記載すること。
4 実事業欄には、事業実施の必要性を記載すること。
5 総備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	所 管 名	海岸管理者名
-------	-------	--------

沿岸名		事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合（％）			
	郡市	町大字村	地先	平成 年 月 日	告示	国	都道府県	市町村	その他
海岸の概要		被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標					
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海 岸 延 長 ※ (m)		海 岸 防 護 人 口 (人)		防 護 面 積 (ha)		その他の成果目標	
								※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合、本海岸分を切り分けて記載）	
事業の概要		浸水防止に関連した総合的な計画 注 1		農地の状況（注 2）					
事業の目的、整備の方法等を記述する。				防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注 3）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。					
実施予定期間		計画総事業費		千円					
施 設 名 等		実施内容等		事業費（千円）		整備予定期間		整備の必要性	
合 計									
関係機関との連携		海岸法第 40 条 2 項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携							
関連するソフト対策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1 回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等							
その他参考となる事項		高潮浸水想定区域の指定日（令和〇年〇月〇日）、津波災害警戒区域の公示日（令和〇年〇月〇日） （水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）							

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料（1）所在地及び位置図（2）計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
（3）写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）（4）地域防災計画等の該当部分の写し

注 1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり（避難施設整備、緊急道路の確保）、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画（地域防災計画等）の概要を記載する。

注 2：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注 3）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注 3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第 30 条第 1 項に規定する「利用状況調査」に基づく。

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

都道府県名		海岸管理者名		計画期間		令和○年度～令和○年度	
海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費 (千円)		実施予定 期 間	備 考	
			ソフト	ハード			
	小 計						
	小 計						
	小 計						
合 計						ソフト費用／総事業費＝○％	

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。7号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
- 2 なお、本表には別記様式第7号に記載すること。津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域
- 3 施設名等ソフト対策は、調査内容等(耐震調査等)等)を明記すること。
- 4 指定内容等調査は、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記
- 5 載すること。
- 6 総事業費の小計も記載すること。
- 7 備考欄には、事業実施の必要費を記載すること。
- 8 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用(耐震調査等ソフト対策経費)の割合を記載すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所 管 名	海岸管理者名
-------	-------	--------

沿岸名		事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合（％）	
郡	町	大字	地先	平成	年 月 日 告示	国	都道府県 市町村
市	村						その他
海岸の概要		被災歴		海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標			
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海岸延長※ (m)		防 護 人 口 (人)		防 護 面 積 (ha)	
						その他の成果目標	
						※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載)＜例＞想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民 2,000 人→3,000 人	
事業の概要		計画における位置付け		農地の状況（注 1）			
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。		地域防災計画等における当事業の位置づけ		防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1 号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費		千円（うち耐震調査等のソフト経費 千円）			
	施設名等	整備内容		事業費（千円）		整備の必要性	
合 計							
連携ソフト施策		地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1 回／年）、住民への津波又は高潮に関する					
		パンフレットの配布 等				海岸保全基本計画の変更（注 2）	
		高潮浸水想定区域の指定日（令和〇年〇月〇日）、津波災害警戒区域の公示日（令和〇年〇月〇日） （水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）				有 無	
その他参考となる事項		※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付） (3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等） (4) 地域防災計画等の該当部分の写し					

注 1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1 号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注 2：1 号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第 3 0 条第 1 項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注 3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第 7-2 号」も併せて提出すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沿岸名	所管省庁(※1)
沿岸関係市町村 〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村・・・(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む))を記載する。)		
地区海岸名(※2)		
海岸管理者名(※3)		
地区海岸名		
海岸管理者名		
地区海岸名		
海岸管理者名		
沿岸の概要	本沿岸の海岸保全施設整備の基本方針(現行)	
基本計画変更の趣旨	(例) 令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。 これを踏まえ、平成〇年に〇〇県で策定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。 そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。 海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するにあたっての検討内容を具体的に記載する。	
施設整備の見直しに向けた検討内容	(例) ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらを基に各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成にあたり、有識者に意見を徴収するための委員会を開催する。	
	検討実施期間	〇〇～〇〇年
	検討に係る総事業費(千円)	

※1 農村振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれが該当局名を記入する。
※2 海岸保全基本計画の変更にあたり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入。
※3 上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

別記様式第 8 号

(海岸環境整備)

事業計画書																			
1 地区概要																			
県 名		地 区 名		地 域 名		海岸管理者		事業主体		指 定 年 月 日		所 管 別							
										平成 年 月 日		海岸法第 40 条 項 号							
計 画 区 域		自 至		市(郡) 町(村) 大字		市(郡) 町(村) 大字		延長		地区総延長		指定済延長		施工延長					
										(m)		(m)		(m)					
海 岸 名		沿岸		海岸		地先海岸													
地区状況	潮流					構造物					計画諸元	海 象 気 象							
												既往最高潮位 m							
	侵食漂砂					利用状況	注 1					既往最高潮位偏差 m							
												既往最大偏差 m							
												朔望平均満潮位 m							
												計画偏差 m							
								設計高潮位 m											
海浜状況		利用海岸線延長		利用海浜巾		利用海浜面積		海浜勾配		砂の粒径		波浪	既往最大波高H① m						
	現況												同上周期 T ・						
	計画												設計波高 H 0 m						
2 海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標												波浪	同上周期 ・						
海岸延長 (m) ※		防護人口 (人)		防護面積 (ha)		その他の成果目標							波形勾配H① / L 0						
													設計波向						
													天端高 海底勾配						
													波打上げ係数 R / H①						
3 負担区分												その他	波打上げ高 R m						
国 費		県 費		市 町 村 費		そ の 他							余 裕 高 m						
(千円)		(千円)		(千円)		(千円)							計画天端高 m						
(%)		(%)		(%)		(%)													
4 事業計画						5 関連する他事業 [事業主体：]													
工 種	単 位	全 体 計 画			事業概要														
		数 量	単 価	事業費															
1 工事費 本工事費 離岸堤 突 堤 護 岸 堤 防 昇降路 養 浜 通 路 附帯施設 安全施設 附帯施設 測量及試験費 用地費及補償費 船舶及機械器具費 計						公園 ()		ヨットハーバー ()		(そ の 他)									
						法令等の根拠		法令等の根拠											
						計画決定 年 月 日		事業開始 年 月 日											
						共用開始 年 月 日		共用開始 年 月 日											
						計画収容隻数 m ²		計画収容隻数 隻											
						既開設面積 m ²		既収容隻数 隻											
						公共建物 棟		利用水面積 m ²											
						公共建物 棟													
						計画規模						工 種	単 位	全 体 計 画		備 考			
														数 量	事業費				
(千円)																			

備考：位置図、一般計画平面図、主要構造図及び写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）を添付すること。

注 1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注 2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第 30 条第 1 項に規定する「利用状況調査」に基づく。

※印：海岸延長とは、当該事業により環境整備が実施された海岸線延長とする。

別記様式第 9 号

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長 〇〇〇〇

海岸保全施設整備事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙のとおり行ったので、報告する。

記

1 変更の理由

2 変更の概要

3 添付書類

(1) 事業計画書

（注） 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料

令和〇〇年度 農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書

〇〇海岸

整備計画名

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体 (所在地)	全体計画 (R〇〇～R〇〇)			前年度まで実績 (R〇～R〇まで)		R〇〇年度実施計画 (当該年度)						R〇〇年度以降残 (翌年度以降)		備考
					主な工種名	数量	全体事業費 〇〇〇	数量	全体事業費	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量	事業費	
					護岸改良	〇〇m	〇〇〇	〇〇m	〇〇〇	〇〇m				〇	〇	〇		
	本土	高潮	〇〇海岸	〇〇県	離岸堤	〇〇m									〇			
	本土	侵食	〇〇海岸	〇〇市	堤防改良	〇〇m									〇			
	本土	耐震			陸間 等	〇〇基									〇			
	本土	津波・高潮													〇			
	本土	海岸環境													〇			
	本土計						〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	離島														〇			
	離島														〇			
	離島														〇			
	離島														〇			
	離島計						〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	都道府県計						〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

1. 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2. 記入順序は所管別（本土、北海道、離島、沖縄、奄美）、事業別（高潮、侵食、耐震、津波・高潮、環境）の順に記入する。
3. 備考欄に、「R〇〇新規」、「R〇〇完成」、「R〇〇完成予定」を記入する。（該当する場合記入）。
4. 所管別に小計をとる。
5. R〇〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の金額を記入する。
6. 上段右上の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別業とする。

別記様式第 11 号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区、〇〇漁港海岸
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）に基づき作成する年度別事業計画書（別記様式第 10 号）

【参考】

所管変更に係る事前処理事項の確認書

年 月 日

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇県告示第〇〇〇〇号で指定され、農林水産省（農村振興局）所管とした〇〇沿岸〇〇海岸について、〇〇省（〇〇局）所管海岸保全区域に所管変更するにあたり、次に掲げる内容が達成されることをもって、海岸保全区域の所管変更及び国有財産法第12条に基づく所管換を行うものとする。

1. 〇〇〇〇地区海岸の海岸保全区域台帳の整理
2. 〇〇〇〇地区海岸の操作規則の整理
3. △△施設の補修

・
・
・

○. ××××××××××××××××××××××××××××××××

確 認 欄	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	